

学校法人福岡学園 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について

令和８年６月１６日

学校法人福岡学園

理事長 水 田 祥 代

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準については、下記の規程等に定め
ており、その内容を第６２９回理事会（令和８年６月１６日開催）において確
認しています。

記

- ・ 学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程
- ・ 学校法人福岡学園役職に対する退職慰労金に関する規則

学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 学校法人福岡学園の役職の報酬及び費用弁償等については、この規程の定めるところによる。

(役職)

第2条 この規程において「役職」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事及び常務理事
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 評議員
- (6) 顧問

2 前項第1号及び第2号に掲げる役職並びに第4号に掲げる役職のうち週3日以上勤務する者（以下「常勤監事」という。）及び第6号に掲げる役職のうち週3日以上勤務する者（以下「常勤顧問」という。）は「常勤」とする。

3 第1項第3号、第4号（常勤監事を除く）、第5号及び第6号（常勤顧問を除く）の役職は「非常勤」とする。

(常勤役職の報酬等)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる役職には報酬、調整手当、職務手当、期末手当、業績手当、年度末手当、旅費及び退職慰労金等を支給する。

- (1) 報酬は、別表第1のとおりとする。
- (2) 調整手当の額は、一般職の職員の例により支給する。
- (3) 職務手当の額は、報酬月額に100分の15を乗じて得た額とする。
- (4) 期末手当及び業績手当の額は、報酬月額に100分の120を乗じた額に一般職の職員の例による支給率及び勤務期間の割合を乗じて得た額とする。
- (5) 年度末手当は、法人の財政事情等を勘案のうえ、一般職の職員の例により支給する。
- (6) 旅費は、別表第2のとおりとする。
- (7) 退職慰労金等の額は、その都度理事会の議決を経て定める。

2 常勤監事には報酬、旅費及び退職慰労金を支給する。

- (1) 報酬は、別表第3のとおりとする。
- (2) 旅費は、別表第2のとおりとする。
- (3) 退職慰労金の額は、その都度理事会の議決を経て定める。

3 常勤顧問には報酬及び旅費を支給する。

- (1) 報酬は、別表第3のとおりとする。
- (2) 旅費は、別表第2のとおりとする。

(非常勤役職の報酬等)

第4条 第2条第1項第3号、第4号（常勤監事を除く）及び第6号（常勤顧問を除く）に掲げる役職には、別表第3により報酬を支給する。

2 非常勤の役職には別表第2により費用弁償を行う。ただし、教職員が非常勤の役職を兼ねる場合の費用弁償は、当該教職員が教職員として受けるべき旅費相当額のほかは支給しない。

3 第2条第1項第3号及び第4号(常勤監事を除く)に掲げる役職には退職慰労金を支給し、支給額はその都度理事会の議決を経て定める。ただし、教職員で当該役職を兼ねる者には支給しない。

4 第2条第1項第5号に掲げる役職には報酬及び退職慰労金は支給しない。
(外国旅行の費用弁償等)

第5条 役職の外国旅行の費用弁償等の支給については、理事長が別に定める。
(報酬等の支給方法)

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償等の支給方法については、一般職の職員の例による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は昭和54年12月21日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

2 学校法人福岡歯科学園役職の給与及び費用弁償に関する規則はこれを廃止する。

附 則

この改正規程は、昭和55年12月15日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和56年12月25日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和57年12月24日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和59年12月21日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和60年12月20日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和61年12月19日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和62年12月18日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和 63 年 12 月 16 日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成元年 12 月 15 日から施行し、施行の日に在任する役職に対しては、平成元年 4 月 1 日から、第 4 条の改正規定は平成元年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 2 年 12 月 14 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和 5 年 3 月 20 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年 3 月に支給する給与の際に、令和 4 年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 20 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 10）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成 3 年 1 月 18 日から施行し、平成 2 年 12 月 14 日に在任する常勤役職に対しては、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 3 年 12 月 13 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 4 年 12 月 11 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 5 年 11 月 16 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 6 年 11 月 15 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 7 年 1 月 17 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 7 年 11 月 21 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 8 年 11 月 19 日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、平成 9 年 12 月 16 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 平成9年12月に支給する期末手当の支給率については、第3条第4項の規定にかかわらず100分の305とする。

附 則

この改正規程は、平成10年12月15日から施行し、施行の日に在任する常勤役職に対しては、平成10年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成14年11月19日から施行し、平成14年12月1日から適用する。
- 2 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第3条第4項の規定にかかわらず、一般職の職員の例により算定して得た額とする。

附 則

この改正規程は、平成15年5月20日から施行し、平成15年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成15年11月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第3条第4項の規定にかかわらず、一般職の職員の例により算定して得た額とする。

附 則

この改正規程は、平成16年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成17年3月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成17年11月15日から施行し、平成17年12月1日から適用する。
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第3条第4項の規定にかかわらず、一般職の職員の例により算定して得た額とする。

附 則

- 1 この改正規程は、平成18年11月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 報酬月額が改正の前日において受けていた報酬月額に達しない常勤役職に対しては、その者の受ける報酬月額が同日に受けていた報酬月額に達するまでの間、改正前報酬月額とその者の受ける報酬月額との差額に相当する額を支給する。この差額に相当する額は、報酬月額に含まれるものとする。
- 3 前記の差額を支給する者で、常勤役職の任期満了後に再任された場合については、引き続き差額を支給するものとする。

附 則

- 1 この改正規程は、平成21年11月17日から施行し、平成21年12月1日か

ら適用する。

2 平成 19 年 4 月 1 日改正により、引き続き差額の支給を受ける者の報酬月額
は、当該報酬月額に 100 分の 99.68 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満
の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該規定により算定される期
末手当の額（以下「基準額」という。）から次の（１）及び（２）に掲げる額の合
計額（同年 6 月 1 日において減額改定対象外の教職員であった者にあつては
（１）に掲げる額）に相当する額（以下「調整額」という。）を減じた額とす
る。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給し
ない。

（１）平成 21 年 4 月 1 日（その日の翌日以後に採用された者は、採用された日）
において受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額の合計額
に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から 11 月までの月数（同年 4
月 1 日から 11 月 30 日までの期間において在職しなかった期間、報酬を支給
されなかった期間、減額改定対象外であった期間がある者にあつては、当該期
間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成 21 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た
額

附 則

1 この改正規程は、平成 22 年 11 月 19 日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日か
ら適用する。

2 平成 19 年 4 月 1 日改正により、引き続き差額の支給を受ける者の報酬月額
は、当該報酬月額に 100 分の 99.44 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満
の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該規定により算定される期
末手当の額（以下「基準額」という。）から次の（１）及び（２）に掲げる額の合
計額（同年 6 月 1 日において減額改定対象外の教職員であった者にあつては
（１）に掲げる額）に相当する額（以下「調整額」という。）を減じた額とす
る。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給し
ない。

（１）平成 22 年 4 月 1 日（その日の翌日以後に採用された者は、採用された日）
において受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額の合計額
に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から 11 月までの月数（同年 4
月 1 日から 11 月 30 日までの期間において在籍しなかった期間、俸給を支給
されなかった期間、減額改定対象外であった期間がある教職員にあつては、当
該機関の月数を減じた月数）を乗じて得た額。

（２）平成 22 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た
額。

附 則

この改正規程は、平成 23 年 7 月 19 日から施行し、平成 23 年 6 月 7 日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成24年3月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日改正により、引き続き差額の支給を受ける者の俸給月額、当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- 3 平成19年4月1日改正により、引き続き差額の支給を受ける者の俸給月額については、平成26年3月31日をもって差額の支給を終了する。
- 4 平成24年6月に支給する期末手当の額は、当該規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額（減額改定対象外の常勤役職であったものにあつては（1）に掲げる額）に相当する額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。
 - （1）平成23年4月1日（その日の翌日以後に採用された者は、採用された日）において受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から平成24年3月までの月数（同年4月1日から平成24年3月31日までの期間において在籍しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外であった期間がある常勤役職にあつては、当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額。
 - （2）平成23年6月及び12月に支給された期末手当及び平成24年3月に支給された年度末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額。

附 則

この改正規程は、平成26年12月16日から施行し、平成26年12月16日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 差額の支給

改定後の常勤役職報酬表適用の日（以下「切替日」という。）により報酬月額が切替日の前日において受けていた報酬月額に達しない者に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、切替前報酬月額とその者の受ける報酬月額との差額に相当する額を支給する。

この差額に相当する額は、学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等関する規程に規定する報酬月額に加えるものとする。

附 則

この改正規程は、平成28年3月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成28年3月15日から施行し、平成28年3月15日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成28年3月15日から施行し、施行の日（以下「施行日」という。）に在籍する常勤役職に対しては、平成27年4月1日から適用する。

なお、平成28年3月に支給する給与の際に、平成27年6月及び12月の業績手当の差額については、100分の20から0の範囲内で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 1 月 19 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

なお、平成 29 年 1 月に支給する給与の際に、平成 28 年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 20 から 0 の範囲内で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 2 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 3 月 24 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 30 年 1 月 22 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

なお、平成 30 年 1 月に支給する給与の際に、平成 29 年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 20 から 0 の範囲内で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、平成 30 年 5 月 23 日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

なお、平成 31 年 2 月に支給する給与の際に、平成 30 年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 10 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 2 年 1 月 21 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条第 2 号に定める職務手当の額については、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 2 年 2 月に支給する給与の際に、令和元年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 10 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 2 年 3 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 5 年 3 月 20 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年 3 月に支給する給与の際に、令和 4 年 6 月及び 12 月の業績手当の差額については、100 分の 20 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分

の 10) で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 6 年 3 月 19 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 6 年 3 月に支給する給与の際に、令和 5 年 6 月及び 12 月の期末手当の差額については、100 分の 5、業績手当の差額については、100 分の 10 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 6 年 12 月 17 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

なお、令和 6 年 12 月に支給する給与の際に、令和 6 年 6 月及び 12 月の期末手当の差額については、100 分の 5、業績手当の差額については、100 分の 10 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 5）で決定した率を支給する。

附 則

この改正規程は、令和 7 年 3 月 17 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和 8 年 3 月 17 日から施行し、施行の日に在籍する常勤役職に対しては、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

なお、令和 8 年 3 月に支給する給与の際に、令和 7 年 6 月及び 12 月の期末手当の差額については、100 分の 2.5、業績手当の差額については、100 分の 5 から 0 の範囲内（勤務成績が良好である常勤役職は 100 分の 2.5）で決定した率を支給する。

別表第 1

区 分	標 準 号 俸	報 酬 月 額
理 事 長 専 務 理 事 常 務 理 事	常 勤 役 職 報 酬 表 7 号 俸 常 勤 役 職 報 酬 表 5 号 俸 常 勤 役 職 報 酬 表 4 号 俸	付表のとおり

別表第 2

区 分	鉄 道 賃 船 賃 航 空 賃	車 賃	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)
理 事 監 事 評 議 員 顧 問	教職員旅費規程の 特別職の職務にあ る者の額	実 費	10,000 円	15,000 円

備 考

1. 常勤の役職に対する日当は、出発地から用務地までの近距離移動に係る公共交通機関（鉄道及びバス）の交通費を含むものとし、当該交通費が日当を超える場合は、その額を支給する。
2. 常勤の役職に対する福岡県及び佐賀県内の出張に係る旅費は、出発地から用務地までの移動に係る公共交通機関（鉄道及びバス）の実費を支給し、日当は支給しない。ただし、業務の必要により宿泊した場合には、定額日当を支給する。

別表第 3

区 分	報 酬 額	支 給 方 法
理 事	学外 理事手当 年額 600,000 円	6 月 1 日及び 12 月 1 日在職者に対し、それぞれ 300,000 円を当該各月の理事会開催日に支給する。
	学内 理事手当 月額 50,000 円 （学校法人福岡学園 給与規程特別職俸給表 の適用を受ける教職員 には支給しない。）	学校法人福岡学園給与規程第 3 条本文を準用する。
監 事	常勤 監事手当 理事会の議決を経た報酬額	学校法人福岡学園給与規程第 3 条本文を準用する。
	非常勤 監事手当 (1) 年額 600,000 円 (2) 勤務形態が他の非常勤役職と異なる場合は、理事会の議決を経た報酬額	左記(1)の場合 6 月 1 日及び 12 月 1 日在職者に対し、それぞれ 300,000 円を当該各月の理事会開催日に支給する。 左記(2)の場合 理事長と監事で協議して定めた日に支給する。
顧 問	理事会の議決を経た報酬額	理事長と顧問で協議して定めた日に支給する。

付表 常勤役職報酬表

号 俸	報 酬 月 額
	円
1	736,000
2	765,000
3	794,000
4	852,000
5	933,000
6	1,006,000
7	1,078,000
8	1,153,000
9	1,224,000

学校法人福岡学園役職に対する退職慰労金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程第3条第1項第6号及び第2項第3号並びに第4条第3項に基づき、役職の退職慰労金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は2年以上在職した次の各号に掲げる者（学内教職員理事を除く。）とする。なお、その者が死亡した場合は遺族に対し支給する。

- (1) 常勤役員（理事長、専務理事、常務理事、常勤監事）
- (2) 非常勤役員（理事、非常勤監事）

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条の遺族の範囲及び順位は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配偶者（配偶者がいない場合には、支給対象者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の関係にあった者）
- (2) 子
- (3) 父母（養父母を実父母に優先する。）
- (4) 孫
- (5) 祖父母（養父母の父母を実父母の父母に優先する。）
- (6) 兄弟姉妹
- (7) その他の親族で支給対象者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(遺族からの排除)

第4条 次に掲げる者は、退職慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 支給対象者を故意に死亡させた者
- (2) 支給対象者の死亡前に、当該支給対象者の死亡によって退職慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(支給時期等)

第5条 支給時期及び方法は次のとおりとする。

- (1) 本人退職後、支給する。
- (2) 任期が3年に欠ける場合（補欠者、中途退職者）は在職月数によって計算する。

(算定基準等)

第6条 算定基準は次のとおりとする。

(1) 退職慰労金

① 常勤役員 報酬月額 $\times \frac{23}{100}$ $\times$ 在職月数
(常勤監事を除く)

② 常勤監事 160万円 $\times \frac{\text{在職月数}}{36}$

③ 学外非常勤理事 185万円 $\times \frac{\text{在職月数}}{36}$

④ 非常勤監事 140万円 $\times \frac{\text{在職月数}}{36}$

(2) 役員で引き続き3期以上勤続者に対しては、退職慰労金を算定する際10分の1を加算して算定する。

(3) 特に顕著な功績がある場合は加算することができる。

(4) 各人の算定額に1万円未満の端数がある場合は、1万円に切り上げる。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 特別の事情により、この規則によることができない場合又はこの規則に規定することが著しく不相当と認められる場合には、理事長が別段の取扱いをすることができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 福岡歯科学園退職役職に対する退職慰労金等の支給について(平成元年1月20日施行)は、これを廃止する。

2 この規則は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成17年9月8日から施行し、平成17年9月8日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成22年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成23年7月19日から施行し、平成23年6月7日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成25年2月19日から施行し、平成25年2月19日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成28年3月15日から施行し、平成28年3月15日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成28年9月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成30年5月23日から施行し、平成30年5月23日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和2年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和2年7月21日から施行する。